

# ≒5月5日～11日は児童福祉週間≒

平成18年度標語

# 大切だよ 信らいすること されること

5月5日から11日は児童福祉週間です。子どもを取り巻く環境は年々大きく変化しているといわれています。子どもを健やかに育てるために家庭だけでなく、学校や地域全体での子育てへの役割も大切になってきています。



たくさんの子育て中の親子が訪れるつどいの広場

## 子育てへの不安感が増大

現在わが国は世界にも例のない急速な少子化により、世界中でも最も少子化が進んでいる国といわれています。それとともに家族の構成員の減少、いわゆる「核家族化」が進んできました。本町でも平成2年に平均の世帯1人当たりの構成員が4.0人を切つて以来、本年4月には、3.27人となり確実に核家族化の波が押し寄せています。核家族化は従来あった子育ての先輩である祖父母などの世代間の交流の場を少なくし、両親の共働きの増加と相まって、家庭内での子育てを行える方が少なくなってしまうといわれています。

また、地域間での交流が少なくなっているといわれる最近では、育児不安を抱える母親が増えているといわれており、本町のアンケートでもお子さんを持つ保護者の46%が子育てに関する不安感や負担感を感じているという結果が出ています。このような子育てへの不安感

**＝子育て週間講演会＝**  
**「働く男性の子育て講演会」**

県では、社会全体での子育て、子育て支援を進めるため、5月の第4週を「子育て週間」としてさまざまな支援運動に取り組んでいます。今年、「働く男性の子育て」をテーマとして講演会を下記のとおり実施します。働く男性の育児休暇の取得や夫婦で楽しむ子育てなど、男性も楽しく有意義な子育ての講演会です。ぜひ、ご参加ください。

○とき 平成18年5月27日(土) 午後1時30分から4時まで  
○ところ 郡山市民文化センター5階集会室  
○講師 神戸常磐短期大学専任講師 小崎恭弘 氏

○入場料 無料ですが事前に申込みが必要です。  
○申込み期限 5月19日(金)  
○問い合わせ先 県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム  
☎0248-75-7809

## 楽しく子育てのできる環境を

こうした中、昨年3月に策定された次世代育成支援行動計画では、町に住むすべての子どもが明るく健やかに育つことのできる環境づくりと安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを基本理念として掲げています。特に子育ての主体である保護者がゆとりを持って楽しく子育てができるよう、家庭の状況に応じた子育て支援体制の整備により、子どもの明るい笑顔がふれるまちづくりを進めていきます。

## つどいの広場は 月・水・金に開所

本町の計画の中で乳幼児の親の充実してほしい支援策で一番要望が多かった「子連れで楽しむ場の増設」を実現させたのが昨年5月に開設された「つどいの広場」です。つどいの広場は、乳幼児のお子さんを持つ保護者が、子どもと一緒に同世代の保護者との交流や子育ての相談などを行える場所として鏡石保

健センター内に設置されました。開所日は、原則として毎週月水、金曜日で、時間は午前10時から午後4時までです。なお、乳幼児の健診などがあるときは休みになります。毎月、子育てや遊びに関する講座を実施しています。

利用できるのは、乳幼児と両親だけではなく、おじいちゃんやおばあちゃんと一緒に利用することもできます。また、利用は無料です。(ただし、子育て講座参加の場合に一部負担金をお願いする場合があります。)

○問い合わせ先 町健康福祉課 ☎62-2115

## 児童手当の支給が

# 小学6年生まで延長

現在、小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までのお子

### 〈手続きの仕方は〉

現在、児童手当を受給されている方は、次のとおり手続きが  
現在、児童手当を受給されている方は、次のとおり手続きが  
平成18年3月末まで当町で児

平成18年3月末まで当町で児

児童手当を受給していた方は、特

に手続きは必要ありません。(ただし、小学5、6年生の兄弟がいる場合は、額改定の請求が必要です。)

②小学校5・6年生児童(平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ)の保護者の方は

現在、児童手当を受給してい

の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

## 〈毎年一回現況届けを忘れずに〉

③手続き、提出が遅れた場合  
今回、手続きが必要となる小学校5・6年生の保護者については、平成18年9月30日までに書類の提出があったものについては、平成18年4月分から児童手当が支給されます。期限までに提出がない場合、遅れた月分

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届け」の提出が必要で  
提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

○問い合わせ先 町健康福祉課 ☎62-2115